平成２３年（フ）第３５５号
愛知県西尾市八ツ面町麓20番地16　県営八ツ面住宅１棟202号室、住民票上の住所浜松市北区三ヶ日町三ヶ日789番地
債務者　外山　和幸
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
秋田県能代市大手町４番14号
債務者　芦崎　央真
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池条　有朋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第３８３号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町7078番地　アルボルハウス102、旧住所茨城県東茨城郡大洗町大貫町717番地　大内アパート３号
債務者　関根　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田原　　緑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２６７号
埼玉県深谷市西島町１－１－19－1012、住民票上の住所東京都練馬区桜台６丁目８番６号
債務者　壹ツ石敏博
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２５０号
福井県越前市高瀬１丁目23番７号
債務者　坂下　彌憲
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神保美智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
福井市文京２丁目９－１、住民票上の住所福井市つくも２丁目８番12号　第二司コーポ401
債務者　春貴　順一
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上坂　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１３５４号
札幌市中央区南２条西25丁目１番15―301号
債務者　樋口　　麗（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５５２号
札幌市東区北９条東９丁目１番12―2501号
債務者　不動　繁治
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６７０号
札幌市東区北32条東８丁目２番４号　三愛ビル５階503号
債務者　笠松　徳男
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６８７号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目３番23号　月寒ハニーグリーン203号
債務者　小林　昌之
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７２７号
北海道恵庭市和光町４丁目12番１号
債務者　佐藤　直巳
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９１７号
札幌市手稲区前田２条４丁目６番８号
債務者　岩田　隼人
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９３１号
札幌市北区新琴似６条６丁目２番５―202号
債務者　小林　良和
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９４３号
北海道江別市萌えぎ野西11番地の２
債務者　中橋　憲一
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９４７号
札幌市中央区南24条西14丁目１番38―504号
債務者　村形　朱実
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９７５号
北海道江別市上江別西町４番地の22　マリナーゼ102号
債務者　小松　正芳
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９７６号
北海道江別市上江別西町４番地の22　マリナーゼ102号
債務者　小松　洋子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部